

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による 災害にかかる被災者生活再建支援法の適用について

1. 被災者生活再建支援法の適用について

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害について、住宅に多数の被害が生じたため、県は以下のとおり被災者生活再建支援法の適用を決定した。

該当区域	発生日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全壊	半壊	床上浸水
海南市	6月2日	第1条第1号	-	-	180以上
紀美野町	6月2日	第1条第6号	2以上	-	-
九度山町	6月2日	第1条第6号	2以上	-	-

<参考> 対象となる自然災害(施行令第1条)

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第1条第1号(災害救助法施行令第1条第1項第1号に該当する被害が発生した市町村)及び第6号(支援法施行令第1条第3号又は第4号に規定する都道府県が2以上ある場合における市町村(人口10万人未満のものに限る。))で、その自然災害により5以上(人口5万人未満の市町村は2以上)の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村に係る自然災害に該当することによる。

2. 支援対象等について

- (1) 対象世帯 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊した世帯等
 (2) 支給金額等 以下の対象世帯に支援金(基礎支援金・加算支援金)を支給

対象世帯	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

<参考> 支援金支給の仕組み(法第18条)

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給する制度。住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯及び中規模半壊した世帯等については、申請により、住宅の再建方法等に応じて、被災者生活再建支援金が公益財団法人都道府県センターから支給される。

資料提供日 令和5年6月21日

<事務担当>

福祉保健総務課政策企画班 江原、楠本
 (電話) 073-441-2471
 (FAX) 073-425-6560